

# 京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金

## 【森林環境学習の推進事業】

### 1. 事業の概要

日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている中、体験学習や普及活動等を通じて、森林の多様な重要性について市民の理解を深める取組みを推進するもの。

### 2. 対象事業の内容

森林環境・木育・体験等森林や木を題材とする学習及び普及活動を企画し、実施する事業

### 3. 補助対象者

事業を主催する市内の団体、事業者等

### 4. 補助金額

a 補助事業者による直接実施の場合 補助対象経費の2 / 3以内の額

b 補助事業者以外の者への一括再委託等による実施の場合

補助対象経費の1 / 2以内の額

※ただし、1事業につき50,000円を補助上限とします。

なお、交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

### 5. 補助対象経費

(a 直接実施の場合) 資料代、材料費、借上料、使用料、保険料、講師料、  
広告料、外注経費

(b 一括再委託の場合) 直接実施による対象経費で構成する委託費

※人件費、製品購入費、各種手数料等、運営に要する経常的経費は補助対象としません。また、事業実施主体が消費税の課税事業者である場合は、補助金額の計算に消費税は含まないものとします。

### 6. 補助金交付の要件等

- ① 森林環境の保全が図られ、多様な重要性に関し、市民の理解が増進する企画であり、活動であること。
- ② 新規性を有する事業であって、反復継続する事業でないこと。
- ③ 事業者の実施計画の提案に基づき実施されるものであること。
- ④ 同一の対象事業、同一の実施主体あたり1年度につき各1事業を限度とする。
- ⑤ 他の補助事業で交付決定を受けるまたは受ける予定の事業でないこと。

## 7. 提出書類

### (1) 交付申請（事業開始前）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（企画提案書）
- ③ 収支計算書
- ④ 見積書（写）など交付申請額の算出根拠資料
- ⑤ 企画書や案内チラシなど実施内容の詳細がわかる書類

### (2) 実績報告（事業終了後）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書
- ③ 収支精算書
- ④ 請求書、領収書の写し（経費の内訳を含む支払確認ができるもの）
- ⑤ 事業成果を示す写真（活動の様子がわかる写真）

### (3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

### (4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。

※交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の収支計算書
- ④ その他変更内容がわかるもの